

社会保険等未加入対策の更なる徹底

現 状

- 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
【企業別】3保険ともに加入している割合 **84%**
【労働者別】元請**78%**、1次**55%**、2次**44%**、3次下請以下**44%**

<公共工事労務費調査(H23)>

課 題

- 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な**技能の承継が困難**に。
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という**不公正な競争環境**。

推進協議会の設置 (第2回 10/31実施)

保険加入促進計画の策定

ダンピング対策

行政による チェック・指導

<7月~>

- 経営事項審査における減点幅の拡大

<11月~>

- 許可時・経審時に加入状況を確認・指導
- 立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導
- 指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

下請企業への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

<11月~>

- 協力会社に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入の勧奨・指導。
- 下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、適用除外ではない未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。
- 2次以下の下請企業についても、確認・指導。
- 新規入場者の受け入れに際し、作業員名簿の社会保険欄を確認し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、特段の理由が無い限り、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。
- 建設工事の施工現場等における周知啓発 等

法定福利費の確保

<元請の立場>

- 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求める。
- 専門工事業から法定福利費が内訳明示された見積書が提示された場合、これを尊重する。

<発注者の立場>

- 必要以上の低価格による発注を避け、必要な経費を見込んだ発注を行う。
- 法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮する。 [国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知]

<法令遵守ガイドライン>

- 発注者・受注者、元請負人・下請負人は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮・確保すべき

総合的対策の推進

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

◎未加入対策に関するお問合せ窓口◎ (一財)建設業振興基金ホームページ <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/>